

### 第3回環境放射線モニタリング計画検討ワーキンググループ会議 結果概要

- 1 日時： 平成26年1月9日 午後2時30分～午後4時30分
- 2 場所： 県庁本館3-C会議室
- 3 出席者： 高橋委員、竹田委員  
原子力規制庁監視情報課 吉田地方放射線モニタリング対策官  
原子力防災室 田中室長、入江参事、奈須野、柏  
琵琶湖政策課 廣田主任技師  
琵琶湖環境科学研究センター 山中部門長、佐藤研究員

#### 4 意見概要

##### (1) 滋賀県モニタリング計画（素案）について

###### 【県モニタリング本部体制】

- ・ 班名を具体的にあげること。例として「水質班」、「大気班」など。
- ・ 緊急時モニタリングセンター（EMC）からの指示は、企画調整班を通じて各班へ伝えられる旨図示すること。
- ・ まずは初期モニタリングが重要であり、中期については国も検討が及んでおらず、初期と中期を分けて考えること。
- ・ EMC設置時には、県モニタリング本部の企画調整班から数名 EMCの企画調整グループに入り、滋賀県のニーズも踏まえモニタリングの全体調整を行う。
- ・ EMC派遣職員は県の状況をよく知った者が求められる。
- ・ 県モニタリング本部と県災害対策本部との関わり（情報を提供等）を図示すること。
- ・ モニタリング本部は、大気や環境の所管部局から本部長を出すべき。特に初期は大気の所管が指揮を執ることがよい。初期はEAL、OILによる防護措置が重要であり、防災部局は災害対策本部の運営が本来業務。また、民生・衛生部局、保健所はスクリーニング、安定ヨウ素剤の服用、避難所の運営に当たる必要がある。  
モニタリングは災害対策の一部ととらえ、その専門部局で実施するというピラミッドを強調してはどうか。
- ・ 緊急時モニタリング体制の項において、情報収集事態における活動体制を明記すべき。
- ・ テロ等に対する体制立ち上げも考慮すること。

### 【空間線量率の測定】

- ・防護対策を実施する範囲については「区割り」と表現した方がUPZ等に関連した「区域」との混同を避けられる。
- ・空間線量率を測定する目的から、「電子線量率計」との用語を用いる方が適切。現在、原子力規制庁により導入の妥当性を確認中。
- ・複数の小学校区に対して1箇所の空間線量率測定とする場合でも、小学校区ごとに避難できるよう配慮すべきである。
- ・事象の進展や事故の規模により、UPZの外側にも可搬型モニタリングポスト等を設置して情報を得ること。

### 【農畜水産物等のモニタリング】

- ・農畜産物について、初期モニタリングの段階では、その地域で生育している露地もの葉菜（農作物重量当たりの沈着量が大きく、消費が早いもの）と牛乳（原乳）の測定を行うこと。
- ・中長期モニタリングでは、代表的な農産物の測定を行うこと。
- ・空間線量率が $0.5\mu\text{Sv/h}$ を超えた地域が測定の対象となる点も明確にすること。
- ・魚類について、河川については（およそ河川ごととなる）漁業圏ごと、または琵琶湖についてはおおよそ市ごとでよい。
- ・飲料水については、防護対策（摂取制限）を目的としたモニタリングについては浄水後の水道水の測定を行う。取水口・原水の測定は沈着後の環境中での移行を確認する目的となる。
- ・初期モニタリングの対象となる品目はあらかじめ明記しておくこと。
- ・琵琶湖の汚染については中長期的視点でどのように拡散するか重要であり、その位置づけで初期からとっても良いと思われる。

### （2）琵琶湖への影響予測について

- ・中間報告と今回の解析のどちらが正しいかということではなく、放射性ヨウ素の粒子態割合というパラメータを変化させてケーススタディを増やしたととらえること。
- ・大気シミュレーションモデルによる再現計算について、学会論文として投稿すること等により、今回使用しているモデルの妥当性をオーソライズしておくことが重要。
- ・この解析結果はあくまで地域防災計画の作成のための参考資料であって、事故時の放出状況には様々な可能性があり、この解析結果のように分布するという事ではないことと、事故時にはモニタリングをしっかりとすることははっきりとアピールすること。